

# 令和6年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例

## バスケットボール競技部細則

※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。

令和6年度地域移行スポーツ団体出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟及び、都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議のうえに参加を認める。

### 【出場を認めるスポーツ団体】

- ・地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動（※1）
- ・地域移行の受け皿となっているスポーツ団体（※2）

※1 運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。

※2 単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、学校単位での参加とし複数校から一部の選手のみ選抜された形での地域クラブ活動を意味するものではない。

※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。

令和6年度奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格についての特例  
奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部細則

(1) 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム

- A 各都道府県中学校体育連盟に登録された、国公立中学校バスケットボール部
- B 各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会及び奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部内規で取り決めたルールに従って編成された国公立中学校バスケットボール合同チーム
- C 条件を満たし奈良県中学校体育連盟及び奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部に認定された地域スポーツ団体等

<チーム及び選手認定の条件> 以下の①～⑩を全て満たすこと。

- ① 奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格についての特例と令和6年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則に該当するチーム及び選手とする。

<補足説明>

令和6年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則の※2の「単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、学校単位での参加とし複数校から一部の選手のみ選抜された形での地域クラブ活動を意味するものではない。」について

- ア 地域スポーツ団体に所属する選手が所属する学校内にバスケットボール部が設置されていないこと。
- イ 地域スポーツ団体に所属する選手が所属する学校の所在地が市郡（受け皿となっている地域）をまたいでいないことを原則とするが、選手が所属する学校長の承認があれば専門部で協議する。
- ウ 地域スポーツ団体の所在地がある市町村（受け皿となっている地域）において、バスケットボール部が設置されていない中学校に所属するバスケットボール競技への活動希望者がすべて参加できるよう、公募がなされていること。
- エ 地域スポーツ団体で日常継続的に活動を実施している者の中から上記ア、イを満たしている者だけを選抜し、当該地域スポーツ団体名で出場することは認めない。また、地域スポーツ団体で日常継続的に活動を実施している者の中から上記ア、イを満たしている者だけを選抜し、今後新たにチームを新設した上で令和6年度

の大会に出場することも、地域移行の受け皿として日常継続的に活動が実施されてきた実績がないため認めない。

- ② 奈良県中学校体育連盟にチーム登録料を納入したチーム及び選手登録料を納入した者とする。
- ③ 全国中学校体育大会開催基準及び近畿中学校総合体育大会開催基準に記載される内容を網羅していること。
- ④ JBA のチーム登録が完了していること。
- ⑤ チームの所在地が明確であり、日常持続的に練習している場所とチーム所在地が一致していること。『チームの所在地及び日常持続的に練習している場所とは、加盟認定申請書（様式 1）の主な活動場所とその他活動場所にあたる。（様式 1）の主な活動場所とその他活動場所は同一市郡にあることとし、活動の大多数をそれらの場所で行っていること。』
- ⑥ JBA の個人登録が完了していること。
- ⑦ 地域スポーツ団体の所在地がある市町村において、バスケットボール部が設置されていない中学校に所属するバスケットボール競技への活動希望者がすべて参加できるよう、募集要項やホームページ等で公募がなされていること。
- ⑧ 資格（JBA コーチライセンス）を有する 20 歳以上の者が指導に当たっていること。
- ⑨ 各種大会に大会役員として派遣できる 20 歳以上の指導者がいること。審判員として派遣する指導者については資格（JBA 審判ライセンス E 級以上）を有する 20 歳以上の者とする。
- ⑩ 令和 6 年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則の※ 1 ※ 2 の場合において、地域スポーツ団体へ学校単位での参加とし、同じ学校の生徒が複数の地域スポーツ団体に分かれて奈良県中学校体育連盟主催の大会に参加することはできない。

## （2）地域スポーツ団体の大会参加にむけての中学校体育連盟への登録について

- ① 登録・・・奈良県中学校体育連盟
- ② 認定方法・・・奈良県中学校体育連盟への認定手続きは所定の加盟認定申請書（様式 1～3）を用いること。バスケットボール専門部へは、令和 6 年度地域スポーツ団体への選手参加承認書を選手が所属する学校長から承認をもらい送付すること。認定の可否については奈良県中学校体育連盟と奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部が協議し行う。

- ③ 申込期間・・・奈良県中学校体育連盟が設定した期間とする。『令和6年度は1月4日（木）～3月29日（金）が申込期間となり、認定については5月2日（木）までにメールで通知される。』

※申込期間を過ぎた際は、その年度における中学校体育連盟主催大会には出場できない。

### （3）大会出場について

- ① 全ての選手、スタッフは、同一年度内に実施される奈良県中学校総合体育大会より全国中学校体育大会まで、一人同一のチームでのみエントリーを可能とし、複数のチームからエントリー及び出場することはできない。監督、コーチ、アシスタントコーチ等のスタッフにおいても同様とする。

転校により所属学校や所属チームの変更が生じた際も、全国中学校体育大会や近畿中学校体育大会につながる各都道府県予選にエントリーもしくは出場した後は、新たな所属学校や所属地域スポーツ団体から出場することはできない。

- ② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。

例：〇〇A、〇〇Bなどは認めない。

- ③ 大会のエントリー用紙に必要事項を記入、捺印の上、JBA チームメンバー一覧表を添えて申込期日までに所定の申込先に申し込むこと。

- ④ 地域スポーツ団体等の大会参加に係る必要経費（大会役員の交通費や日当を含む）については、すべて当該地域スポーツ団体から捻出することとする。

### （4）選手の移籍について

- ① 国公立私立中学校については、転校による場合は移籍とみなさない。

- ② 上記（3）①以外については、JBAの規定通りとする。

### （5）大会運営について

参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。運営役員は審判員、その他大会役員として大会運営に協力していただく。

※チームが負けた後も大会期間中は運営に協力すること。

## (6) その他

- ・認定後にこの細則に違反があった場合は奈良県中学校体育連盟と協議の上、大会参加を取り消す場合もありうる。  
大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこともありうる。
- ・令和7年度以降については、令和7年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則等が発出された後、それらに則って検討、決定していく。
- ・この細則は必要に応じて今後も検討を続けていく。